業を行っていた工場は、

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称:環境確保条例)や土壌汚染対策法 では、「使用する塗料に含まれる鉛や六価クロム等の特定有害物質」、「塗装前処理工程等で 使用する溶剤に含まれるトリクレン等の特定有害物質」の地下浸透の恐れに対して、土壌汚 染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、塗料・溶剤やスラッジの取り扱い、塗装ブースや洗浄槽・排水処理装置や配管 からの漏れには十分注意し、地下浸透による土壌汚染の未然防止に努めていただくようお願 いします。

<環境確保条例の土壌汚染状況調査に関する義務>

1 誰が

- (1)塗装作業を行う工場を設置している方で、塗装前処理や冶具洗浄等でメタクレンやトリクレ ン等を取り扱っている方、又は取り扱ったことのある方
- (2)塗装作業を行う工場を設置している方で、塗料中にカドミウムイエロー、シルバーホワイト 等の顔料を含むものを取り扱っている方、または取り扱ったことのある方

<主な特定有害物質を含む意味>>

础素: コバルトバイオレットライト、エメラルドグリーン、オービメント

カドミウム: カドミウムイエロー類、カドミウムグリーン類

水銀:バーミリオン

クロム: クロムイエロー類、バリウムイエロー類、ストロンシャンイエロー、ジンクイエロー、

クロムバーミリオン、クロムグリーン類、鉄クロムブラック、銅クロムブラック

鉛:シルバーホワイト、ファンデーションホワイト、リサージ、シッカチーフ類(乾燥足壁材)、さび止め塗料

2 どんな時に

- (1)塗装工場を廃止または建替えるとき
- (2) 塗装ブース、洗浄設備、排水処理装置等を撤去、更新するとき

どんな物質が対象か

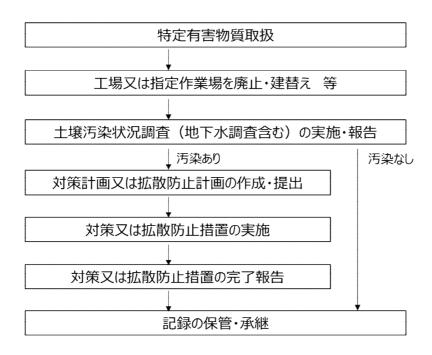
過去を含め、「鉛や六価クロム等の特定有害物質を含む塗料」や「前処理工程でトリ クレン等」を使用していた工場で対象となる主な物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
トリクロロエチレン(トリクレン)	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	設定されていません	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン (メタクレン)	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	設定されていません	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	45 mg/kg 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

- 注意 1 トリクレンは、分解生成物についても調査対象として追加されます。
- 塗料中の顔料の種類によってはセレン、水銀、砒素が対象となります。 注意 2
- 注意 3 特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート(SDS)等で確認が必要です。
- 注意4 トリクロロエチレンとカドミウムの基準が強化されています。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1)土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2)調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告
- 5 土壌汚染状況調査・対策の流れ(概略)



- ※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設(トリクレンの洗浄施設、排ガス洗浄設備等)の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じる場合があります。

<問合せ先>

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)